

安保三文書（「国家安全保障戦略」「国家防衛戦略」「防衛力整備計画」）の閣議決定の撤回を求める声明

去る2022年12月16日、政府は「国家安全保障戦略」「国家防衛戦略」「防衛力整備計画」のいわゆる安保三文書（以下、三文書と略）を閣議決定した。そこでは、2027年度までに防衛予算を国内総生産の2パーセント規模へ増額し、日本の防衛力を「抜本的」に強化することが目ざされている。この決定について岸田首相は、三文書が戦後の安全保障政策の大転換であることを強調する一方で、それが日本国憲法の範囲内にあり、専守防衛・平和国家という日本の立場は不変であると説明した。しかし我々は、このような説明に多くの疑問と危惧をいだかざるを得ない。

まず、三文書では、抑止力強化の方策として「スタンド・オフ防衛能力」等を活用した「反撃能力」の保有が最重要視され、長射程ミサイルの取得・開発を行うことが明記されている。しかし、たとえ「反撃」のためのミサイルとしても、その攻撃対象は日本国外の「敵基地」などである。また「反撃」については、「武力攻撃が発生していない段階で自ら先に攻撃する先制攻撃は許されない」ことが強調されているが、政府は相手が「武力攻撃に着手」した時点で「武力攻撃の発生」と見なす見解を表明しており、事実上の先制攻撃の可能性を否定していない。このような「反撃能力」の保有が、「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」ことを定めた日本国憲法からの逸脱であることは明白である。

また、三文書は、防衛力「抜本的」強化の目標として、①日本に対する侵略の阻止と、②同盟国・「同志国」と連携した「力による一方的な現状変更を許容しない安全保障環境」の創出を並記している。三文書は、この二つの目標を一体のものと説明しているが、後者は日本国外の安全保障問題に対して、日本が積極的かつ集団的に関与しようとするものである。このような国家戦略は、いわゆる「安全保障」関連法で打ち出された「存立危機事態」などへの対応を具体化したものである。我々は2015年に「安全保障」関連法案が登場した際、それが憲法9条が定めた戦争放棄・戦力不保持・交戦権否認の体制を根底から覆すものに他ならないとして、その廃案を強く求めた。我々は、このような問題をはらんだ「安全保障」関連法を、国家戦略として具体化する三文書を容認することが出来ない。

さらに、三文書は、「有事」の際に空港・港湾などの民間公共インフラを利用するためのルール作りなど、さまざまなレベルで「戦時体制」の準備をうたっている。とくに看過できないのは、三文書が民間の技術力を積極的に防衛技術に活用することや、そのためのプロジェクトに「広くアカデミアを含む最先端の研究者」の参画を促進するという方針を明記していることである。これは、戦後日本の科学者が第二次世界大戦時の経験への反省から堅持してきた、戦争を目的とする科学研究を行わないという態度を否定し、科学者を軍事目的に動員しようとするものである。なお政府は現在、日本学術会議の独立性を侵害し、「政府等と問題意識や時間軸等を共有」する組織へと改編すべく法改正を行おうとしているが、その真の目的も三文書の方針の具体化であると判断できる。三文書が示す方針は、学問の自由を保障した日本国憲法第二三条の否定につながりかねないものでもあり、このような意味でも我々は三文書を認めることができない。

以上のように三文書は、さまざまな面で日本国憲法の下では到底認められない内容をもっており、2022年12月16日の閣議決定は撤回されるべきである。

2023年3月10日
一般財団法人歴史科学協議会 理事会・全国委員会